

健民簡易グラウンド年間仮予約申込要領

1 目的

健民簡易グラウンドの利用について、以下の条件を満たす大会や催しに利用する場合に限り、大会等の準備が円滑に進められるよう、年間仮予約の申し込みを受け付けるものとする。

2 受付対象グラウンド

- (1) 大桑簡易グラウンド ①野球A・B面
- (2) まめだ簡易グラウンド ①野球A・B面、②サッカーA・B面
- (3) 湊簡易グラウンド ①野球A・B面、ソフトC・D面

3 年間仮予約の条件

- (1) 相当数のチームや参加者（概ね100名以上）が見込まれるものであること。
- (2) 大会等は、1面につき3チーム以上3試合以上行われるものであること。
- (3) 1回の利用時間が、連続して6時間以上であること。
- (4) 一般県民の利用機会を確保するために、

特に利用希望が多い、土・日・祝日・振替休日の年間仮予約については、下記のいずれかに該当する場合、原則、1面をあけるものとする。

- ① 月の連続する2週以上にまたがる場合
- ② リーグ戦等で、月に2日以上使用する場合

なお、この場合も、大会の開催日確保のために、通常の利用予約をすることは認めないものとする。

- (5) 練習のための年間仮予約は認めない。

※ 但し、本部長が認めたものはこの限りではない

4 調整会議（令和5年12月15日（金）開催予定）

- ・申し込みが他の主催者と重複しない場合は、その日が年間仮予約日となる。
- ・重複した場合は、調整会議において日程の調整を行う。（該当団体には別途通知する）
また、上記3-(4)において、一般県民の使用に支障が出ると思われる年間仮予約日の申し込みがあった場合は、調整会議の前に該当主催者と協議する。

5 本予約の確定及び利用協力金

- (1) 調整会議後、各主催者へ年間仮予約決定通知書を交付し（2月上旬）、仮予約として、確定する。
- (2) 各主催者は、年間仮予約決定通知書を受領後、令和6年3月末日までに利用協力金を納付し、利用許可書の交付を受けなければならない。なお、利用許可書交付の時点で本予約となる。
- (3) 仮予約の確定後は、主催者の都合で使用しない日が発生しても、利用協力金は全額支払うものとする。

(4) (2)の期限までに利用許可書の交付を受けていない場合は、年間仮予約をすべて取り消す。

*利用協力金の全額納入後に、利用許可書を交付する。

(5) 利用協力金は、雨天等により、大会等の日程のすべてを実施できなかつた当日分を除き、返還しない。

利用協力金の返還は、その利用できなかつた日から 1 週間以内に受付窓口で申請するものとし、それ以降はいかなる理由でも返還しない。

6 申込方法

別紙様式に必要事項を記入の上、以下まで提出する。

(受付窓口) 〒920-8580

金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

石川県庁 10 階 女性活躍・県民協働課内 石川県健民運動推進本部

TEL076-225-1366 FAX076-225-1374